

公 告

このたび、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条の規定により県営大洞地区区画整理・農用地改良保全（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を変更したいので、同条第 1 項の規定により当該事業変更計画の概要を公告します。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用及び収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により令和 8 年 10 月 7 日までに糸魚川市農業委員会に申し出てください。

令和 8 年 9 月 28 日

新潟県糸魚川地域振興局長